

目 次

○第1号（10月7日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 報告第80号 訴えの提起について	3
日程第 4 報告第 7号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正 予算（第7号））	17
日程第 5 議案第81号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第8号）につ いて	19
閉 会	24

令和4年第6回

榛東村議会臨時会会議録

第 1 号

10月7日(金)

令和4年第6回榛東村議会臨時会会議録第1号

令和4年10月7日（金曜日）

議事日程 第1号

令和4年10月7日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 議案第80号 訴えの提起について
 - 日程第 4 報告第 7号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正予算（第7号））
 - 日程第 5 議案第81号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
住民生活課長	村上 誠 君	健康保険課長	安田 睦 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	青木 芳弘 君
教育委員会 事務局 長	足達 哲也 君		

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

- 議長（小山久利君） 皆さん、改めましておはようございます。
ただいまから令和4年第6回榛東村議会臨時会を開会いたします。
出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。
よって、本日の会議は成立いたします。
これより会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。
会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。
10番清水健一議員、12番南千晴議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

- 議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。
第6回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（小山久利君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案第80号 訴えの提起について

- 議長（小山久利君） 日程第3、議案第80号 訴えの提起についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、中島由美子議員の退場を求めます。

〔5番 中島由美子君退場〕

- 議長（小山久利君） ここで、暫時休憩といたします。

午前9時33分休憩

午前9時50分再開

- 議長（小山久利君） 大変お待ちどうさまでした。会議を再開いたします。
本件につきましては、地方自治法第115条第1項の規定により、議長において秘密会により審議したいと思っております。
なお、秘密会を開くには、同条の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とし、か

つ、討論を用いないで可否を決することと規定されております。

また、秘密会で審議することが議決されたときは、会議規則第90条の規定により、議長の指定する者以外は議場から退場となります。

さらに、会議規則第91条の規定により、その議事の公表は行わないこととし、秘密性が継続する限り、ほかに漏らしてはならないことが規定されております。これに違反した場合は懲罰の対象となります。

ただいまの出席議員は9名です。その3分の2は6名です。

直ちに、秘密会開催の発議について採決いたします。

議案第80号 訴えの提起について、本発議のとおり秘密会とすることに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案については、秘密会として審議することに決定いたしました。

会議規則第90条の規定により、本議案に係る説明員以外の者及び傍聴人の退場を命じます。

〔傍聴人退場〕

〔以下秘密会に入る〕

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

[以上で秘密会を解く]

[傍聴人入場]

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時1分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

直ちに採決を行います。

議案第80号 訴えの提起について、原案のとおり可決すること賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小山久利君） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、中島議員の入場を許可いたします。

[5番 中島由美子君入場]

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

午前11時1分休憩

午前11時15分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

◎日程第4 報告第7号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正予算（第7号））

○議長（小山久利君） 日程第4、報告第7号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

内容についての説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、報告第7号 専決処分についてということで、令和4年度榛東村一般会計補正予算（第7号）の専決処分について説明申し上げます。

議案書、それから議案参考資料ともに2ページでございます。

本報告は、議会の委任による長の専決処分事項の指定について、これにより令和4年度一般会計補正予算を専決処分させていただきましたので、それを報告するものでございます。

議案参考資料にて説明させていただきます。

議案参考資料の2ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ177万円を追加し、総額を68億8,940万4,000円とするものでございます。

歳入は、16款2項新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金177万円、歳出は4款1項新型コロナウイルスワクチン接種事業、同額の177万円です。オミクロン株対応ワクチンの接種に係る費用でございます。対象者へ送付する予診票の作成、封入・封緘、接種履歴を管理するシス

テムの改修費などを計上したものでございます。

以上、報告いたします。

○議長（小山久利君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） ただいま、オミクロン株対応のワクチンの内容をご説明いただきましたけれども、オミクロン株のワクチンの具体的な名称、製造者等、分かれば教えていただくということ、これはちまたで、どういう方が対象になるかということが新聞等で言われていますけれども、榛東村の場合、どういう方が対象になるのかということ、その2問をまず質問させていただきます。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） ワクチンにつきましては、ファイザー社とモデルナ社の2つのワクチンを使用することになっております。それから、対象としましては、国のほうで言うております12歳以上の方で、初回の接種、1回・2回接種の済んだ方が、榛東村も同様に対象になっております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） 今、ファイザー社とモデルナ社ということでございましたけれども、武田製薬ですかね、ハバックスですか、ハノバックスですかね、そういったものを実際打てるようになっていると思うんですけども、その対応はどうなっているのか。モデルナ、ファイザーというのは、今までと同じワクチン株というんでしょうか、正式なことはよく分かりませんが、同じワクチンをまた打つということなんですか。それとも、オミクロン株用に新たにできたワクチンということをご認識されているんでしょうか。

以上です。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 当然、オミクロン株対応のワクチンです。ノババックスのほうは、その対応ワクチンができておりませんので、先ほど議員がご質問したオミクロン株対応のワクチンには入らないので、先ほどは申し上げませんでした。

○議長（小山久利君） 5 番。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 初回、2回を接種した方というご説明が、企画財政課長からありましたけれども、特にそれは、ファイザー社、モデルナ社の先のワクチンを打った上で打つと効果があるというデータがあるということでしょうか。それとも、単純な恣意的な、3回目でない就打たない、打たせないというようなものなんでしょうか。科学的な根拠に基づいて、そのような判断をされているかどうかということ、最後に、村民がどのような判断をするかということもありますので、伝えてください。よろしく。

○議長（小山久利君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 国の対象者として、初回接種を終了した接種可能な年齢の方ということで、ファイザー社製のワクチンは12歳以上、モデルナ社製のワクチンは、もともと18歳以上の人が対象になっておりましたけれども、その方たちを対象として、薬事承認された上で対象も決まってきますので、そこに従って、村のほうもそういった方たちに接種をしていくということです。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告のみといたします。

◎日程第5 議案第81号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第81号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第81号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

議案書は6ページ、議案参考資料は7ページをお願いいたします。

本日、議案参考資料にて説明させていただきます。

一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれ76万2,000円を追加し、総額を68億9,016万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、先ほど議案第80号でご可決いただきました控訴を申し立てるための弁護士費用などの計上でございます。

歳入は、20款1項財政調整基金繰入金76万2,000円、歳出は、2款1項一般管理総務費、同額の76

万2,000円、控訴申立て費用及び弁護士委託料、着手金相当ですが、これらなどを計上しております。

2番目といたしまして、債務負担行為の追加といたしまして、一般管理総務費におきまして、今回の控訴申立てのための弁護士委託料を計上するものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第8号）の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） これまで榛東村長が行った訴えの提起で、金額は、これはどのくらい、この金額は普通なのか安いのかという積算の根拠について教えてください。今まで行ったものが何件くらいあるのかというの、それが分かれば教えてください。以上2個ですね。

76万2,000円の算出根拠、旅費、日当等の部分がかかれていませんけれども、既に手付金で払った場合には、そういうものが発生するのではなかろうかと思うんですけれども、以上、1問目の2個お願いします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） これまでの訴訟関係の費用ということですが、これまで、村が提訴したものが1件ございます。応訴が2件、調停が、今申立てが進んでいるものが1件、それと調停に応じたものが1件だというふうに承知をしております。それぞれの弁護士委託料については、今、すみません、数字ございませんが、当然、弁護士委託料につきましては、その事件の内容というんでしょうかね、それに依って決まってくるというところでございまして、今回につきましても、基本的には日本弁護士連合会、日弁連が定める報酬基準に従ったものというふうに承知をしております。

旅費の内訳でございますけれども、これは東京高等裁判所への旅費ということで、東京までの往復9,600円掛ける2名掛ける2回ということで予算を計上させていただいております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいまご説明いただきましたけれども、先ほどご議決されたのは、最高裁まで上告をするという議決をされたわけですね、方針に基づいて。そうなると、76万2,000円は、1回着手すれば、この次、最高裁のときは、もう着手金を払わなくてもいいということの議案書ということよろしいわけですね。

○議長（小山久利君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今回補正に上げさせていただいた経費につきましては、あくまで第2審、控訴審の着手金相当のみですので、その後、議員が言われるように上告となった場合には、予算等は改めて計上させていただきたいと考えております。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうしますと、議案書1ページ、訴訟遂行の方針ということで、必要がある場合は上告するというので、先ほど全議員に説明をして、賛成多数で可決されたということになると、この予算の取り方というのは、議員が第80号で議決したものとちょっと異なるように思うんですけれども、これは、はっきり言って問題かなと思っております。

東京高裁に2日ほどで行けばいいということですが、旅費のみで、今、日当はカットされたんです。日当というと、同じ旅費の中で、新幹線代と日当、幾らでもないと思いますけれども、そういったものが計算されているということでもよろしいでしょうか。その2つですね。

最高裁へ上告するということを議決したわけですから、その費用をもう一回取らせてもらうというのは、後出しじゃんけんのように、どうなのかなと思っておりますけれども。

以上2点、お答えください。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず、1点目の上告云々のお話ですが、12ページのほうで債務負担のところを取ってございまして、あくまで、これにつきましては、そういう契約を結ぶことができるという総枠で取っているものでございます。

それから、私が先ほど申し上げましたとおり、歳入歳出予算につきましては、これだけでは済みませんので、改めて必要になった段階で計上させていただくということを申し上げたつもりでございまして、矛盾はしていないかなと考えております。

それから、2点目の日当ですが、しばらく前に日当というのは廃止されていまして、それまでは2,200円、県外だったらあったんですが、それはしばらく前に廃止されておりますので、今回は純粹な電車賃でございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第81号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第81号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

5 番中島議員。

〔5 番 中島由美子君発言〕

○5 番（中島由美子君） ただいま補正予算が上程されましたけれども、議決したものは上告、最高裁までということですが、予算は東京高裁までの上訴のみということでございます。既に一旦地裁で判決が出たということ、新聞でもご承知だと思いますけれども、その中で、もうこれ以上、村民のお金を使うことはまかりならぬという声もたくさん出ております。やはりこの費用を、自費ですのならともかく、補正予算を取るということは許されないものと思います。その意味で反対討論させていただきます。

判決の54ページ、裁判長の判断がございませうけれども、議員の発言の自由の原則、平等の原則で発言させていただきます。

本件分限処分をした真塩村長の判断に、裁量権の行使を誤った違法があるかについての裁判官の回答でございますけれども、真塩村長が原告に対して本件分限処分をするに当たり、判断の基礎とすることができた事実としては、①原告のY職員に対する職務時間外の言動及び威迫的なメッセージ並びに②原告が被告の職員ではないNに対して、本件清掃作業及び本件突き合わせ作業を行わせたことに限られるところによれば、真塩村長は平成27年5月18日に阿久澤元村長の後任として被告の村長となった直後、同年6月1日に原告を榛東村教育委員会事務局に出向させ、同じ頃、原告が室長を務めていた自然エネルギー推進室を廃止した上で、阿久澤元村長や萩原元副村長の指揮の下で同室が中心に行ってきた本件基金から本件特別会計に対する資金の拠出、本件ソーラーポート新設工事の担当事務、ふるさと納税制度に関連する担当事務及び平成25年度地域経済循環創造事業に関連する担当事務に関連した部分に係る原告の事務処理の問題について、本件分限処分に向けた調査を指示し、並行して、上記の担当事務について刑事告訴の可否の検討などもしていることが認められるところ、これらの経緯に照らせば、真塩村長は同分限処分をするに当たって、阿久澤元村長らの政策の下で行ってきた原告の同事務処理を重視していることが明らかであり、考慮すべきでない事項を多分に考慮し、かつこれらを重視して判断したものであると言わざるを得ない。

また、本件分限処分をするに当たり、判断の基礎とすることができた事実である原告の上記①及び②の行為について見ると、原告のY職員に対する勤務時間外の言動及び威迫的なメッセージについては、いずれも職場環境の安全衛生上の観点から見て不適切な行為ではあるが、不法行為法上、違法なパワーハラスメントに該当するとは直ちに言えない程度にとどまるものであるということができ、また、原告が被告の職員ではないNに対して、本件清掃作業及び本件突き合わせ作業を行わせたことに

については、いずれも法令に違反するものであることは明らかというべきであるが、同6アで認定した事実によれば、本件突き合わせ作業については、速やかに対応する必要があったなどの酌むべき事情も認められる上、本件記録を見ても、本件分限処分する以前に原告の①及び②の行為について、被告から原告に対して注意や指導などをした形跡が認められないことに鑑みると……

○議長（小山久利君） 中島議員。

○5番（中島由美子君） あと15行ぐらい……

○議長（小山久利君） 81号に対しての討論を……

○5番（中島由美子君） そうですよ。だから、予算は認められないということですよ、こういう判決が出ているからということで。意味が分かりますか。あと10行ぐらいですから。

○議長（小山久利君） じゃ、短めに簡明にお願いします。

○5番（中島由美子君） 分かりました。すみません、議長、ありがとうございます。あと15行ぐらいで。

また、当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を要する素質、能力、性格等に起因して、その職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合に該当するものとは認められないというべきである。

そうすると、地公法第28条1号3項に該当することを理由とする分限処分が降任である場合には、それが免職である場合に比して、適格性の有無について、任命権者の裁量的判断の余地を比較的広く認めて差し支えないものと解されるとの前提を考へても、原告を課長から係長に降任し、以後4等級93号級を支給する旨の本件分限処分は、その他の原告の言動を考慮しても重過ぎるものであり、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度を超えた不当なものであることは明らかであるというべきであるから、同分限処分をした真塩村長の判断には、裁量権の行為を誤った違法があると認められるのが相当である。以上のとおり、本件分限処分はその裁量権の行使を誤った違法なものであるから、その余の点については判断をするまでもなく取消しを免れない。そして、本件分限処分が取消しを免れない以上、15号は却下ということでございました。

このような判決がきっちり出ている上で、もう村民の血税の予算でこの次の裁判を闘うことは、やることは国民の権利でございますけれども、予算を使うことは許されないというもので反対を致すものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小山久利君） ほかに討論ございませんか。

6番生方勇二議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 議案第81号について、賛成の立場で討論を行います。

議案第81号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第8号）は、議案第80号で可決した分限処分取

消し請求控訴に必要な経費であると認めます。なおかつ、先ほどの担当課長の説明で内容を理解いたしました。

よって、私は議案第81号について、原案のとおり賛成し、賛成討論といたします。

○議長（小山久利君） ほかに反対の討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第81号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山久利君） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

○議長（小山久利君） これで本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和4年第6回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 清 水 健 一

榛東村議会議員 南 千 晴